【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件が付されている場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

二　当該有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

三　当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第三項に定める要件に該当している場合　当該要件の内容

３　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券の有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号に規定する条件が付されている場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

二　当該有価証券に定義府令第十一条第一項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

三　当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第三項に定める要件に該当している場合　当該要件の内容

３　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券の取得の申込みの勧誘に令第一条の五第一号に規定する条件が付されている場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

二　当該有価証券に定義府令第五条第一項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

三　当該有価証券が定義府令第五条第二項及び第三項に定める要件に該当している場合　当該要件の内容

３　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券の取得の申込みの勧誘に令第一条の五第一号に規定する条件が付されている場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

二　当該有価証券に定義府令第五条第一項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

三　当該有価証券　が定義府令第五条第二項及び第三項に定める要件に該当している場合　当該要件の内容

３　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

（一　新設）

一　当該有価証券に定義府令第五条第一項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

二　当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が定義府令第五条第二項に規定する場合に該当した場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

３　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券に定義府令第五条第一項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

二　当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が定義府令第五条第二項に規定する場合に該当した場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

３　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総理府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項に規定する総理府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券に定義府令第五条第一項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

二　当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が定義府令第五条第二項に規定する場合に該当した場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

３　法第二十三条の十三第一項に規定する総理府令で定める金額は、一億円とする。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する総理府令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項　に規定する総理府令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券に定義府令第五条第一項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

二　当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が定義府令第五条第二項に規定する場合に該当した場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

３　法第二十三条の十三第一項　に規定する総理府令で定める金額は、一億円とする。

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券に定義省令第五条第一項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

二　当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が定義省令第五条第二項に規定する場合に該当した場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

３　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める金額は、一億円とする。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券に定義省令第五条第一項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

二　当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が定義省令第五条第二項に規定する場合に該当した場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

３　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める金額は、一億円とする。

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券に定義省令第五条第二項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

二　当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が定義省令第五条第三項に規定する場合に該当した場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

３　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める金額は、五億円とする。

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券に定義省令第五条第二項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

二　当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が定義省令第五条第三項に規定する場合に該当した場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

３　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する大蔵省令で定める金額は、五億円とする。

（改正前）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項に規定する大蔵省令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項に規定する大蔵省令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券に定義省令第五条第二項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

二　当該有価証券の発行に係る取得の申込の勧誘が定義省令第五条第三項に規定する場合に該当した場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

３　法第二十三条の十三第一項に規定する大蔵省令で定める金額は、五億円とする。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

**第十四条の十四**　法第二十三条の十三第一項に規定する大蔵省令で定める者は、当該適格機関投資家向け勧誘を行う者及び当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を行う適格機関投資家とする。

２　法第二十三条の十三第一項に規定する大蔵省令で定める事項は、当該有価証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が法第二条第三項第二号イに該当することにより当該取得の申込みの勧誘に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券に定義省令第五条第二項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

二　当該有価証券の発行に係る取得の申込の勧誘が定義省令第五条第三項に規定する場合に該当した場合　当該取得の申込みの勧誘に付された条件の内容

３　法第二十三条の十三第一項に規定する大蔵省令で定める金額は、五億円とする。

（改正前）

（新設）